

第3部 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備

第3部 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■施策・事業の体系

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------|--|
| I 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備 | 1 豊かな心と健やかな体の育成 | (1)子どもからの相談体制の充実 | ①学校及び総合教育相談窓口における相談事業の充実 |
| | | (2)相談・支援体制の充実 | ①総合教育相談窓口の事業の充実 |
| | | (3)健康教育の推進と学校教育との連携 | ①健康教育事業の充実 ②歯科健康教育の充実 |
| | | (4)中学生・高校生と乳幼児との交流促進 | ①中学生・高校生と乳幼児との交流促進 |
| | | (5)親子のコミュニケーション推進 | ①はじめての絵本（ブックスタート）事業の充実 ②子どもと絵本プロジェクトの推進 |
| | | (6)「子ども読書活動推進計画」の策定と推進 | ①「子ども読書活動推進計画」の策定と推進 |
| | | (7)メディア・リテラシー教育の推進 | ①メディア・リテラシー教育の推進 |
| | 2 学校教育の充実 | (1)小・中一貫教育の推進 | ①9年間の一貫したカリキュラムの推進 |
| | | (2)三鷹らしい教育の実現 | ①「三鷹教育・子育て研究所」（仮称）の整備 |
| | | (3)地域との連携による学校教育の推進 | ①学校運営協議会の充実 ②学校教育に対する外部評価の推進 ③コミュニティ・スクール委員会等の機能の活性化 |
| 3 幼児教育の充実 | (1)幼稚園・保育園と小学校との相互連携と交流の促進 | ①幼稚園・保育園と小学校との相互連携と交流の促進 | |
| | (1)私立幼稚園と保育園との連携と役割分担の検討 | ①私立幼稚園と保育園との連携と役割分担の検討 | |
| II 子どもたちの居場所づくり | 1 学校等を利用した居場所づくり | (1)「地域子どもクラブ」の設置・運営 | ①「地域子どもクラブ」の運営の充実 ②放課後校庭遊び場開故事業の推進 |
| | | (2)総合型地域スポーツクラブの設置 | ①総合型地域スポーツクラブの設置 |
| | | (3)学校を利用した子どもの居場所づくり | ①学校を利用した子どもの居場所づくり |
| | | (4)図書館児童・ヤングアダルトコーナーの充実 | ①図書館児童・ヤングアダルトコーナーの充実 |
| | | (5)遊び場広場の整備の推進 | ①プレイパークの開催・運営の推進 |
| | 2 児童館の充実 | (1)東西児童館の特色ある運営 | ①東西児童館の特色ある運営 |
| | | (2)すくすくひろばとの連携 | ①出前型親子ひろば事業の推進 |
| | | (3)中学生・高校生への支援 | ①中学生・高校生への支援 |
| | 3 学童保育所の充実 | (1)学童保育所の改修等 | ①学童保育所の改修等 |
| | | (2)学童保育所定員等の適正な設定 | ①学童保育所定員等の適正な設定 |
| | | (3)児童館と地域子どもクラブ等との連携 | ①児童館と地域子どもクラブ等との連携 |

| | | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|--|
| 目 コミュニティづくり 地域と協働で進める子育て支援の | 1 地域との連携 と人財活用 | (1)地域における人財の活用 | ①地域における人財の活用 |
| | | (2)家庭教育学級の実施 | ①家庭教育学級の実施 |
| | | (3)地域交流会の実施 | ①地域交流会の実施 |
| | | (4)地域活動への参加の促進 | ①地域活動への参加の促進 |
| | 2 世代間交流による 子育て支援 | (1)世代間交流・地域連携の推進 | ①福祉施設等と地域住民、児童との交流の促進 ②施設見学・ボランティアの受け入れ、体験学習への協力 |
| | | (2)地域資源と人財の活用の推進 | ①市民協働センターを拠点とした市民活動団体との連携 ②市民農園・体験農園を通じた地域交流事業の支援 ③農業公園を通じた地域交流事業の支援 |

I 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

1 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちは、核家族化や親子のライフスタイルの変化の中、地域との関わりが希薄になってきました。また、運動能力の低下や生活習慣病などの健康面の問題も深刻化しています。

子どもが悩みを相談することができる窓口や機関、人財を充実させるとともに、地域と学校、家庭や関係機関が有機的に連携しサポートできる体制を整備することで、子どもの豊かな心と体の育成を促進できるよう推進していきます。

(1) 子どもからの相談体制の充実

子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受け止めるため、電話相談、インターネット相談や児童館を活用します。また、民間機関の実施状況を十分踏まえ、総合的な相談窓口を創設し、専門的な総合相談体制を充実させます。

【事業の実施状況と方針】

| ① 学校及び総合教育相談窓口等における相談事業の充実 | | |
|--|---|----------------------------------|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>小学校には市から各校週2日ずつ、中学校には都から各校週1日ずつスクールカウンセラーを派遣しており、各小・中学校でスクールカウンセラーが児童・生徒からの相談に対応しています。児童・生徒に対して、学校以外の相談や支援が必要な時には、学校長を通じて総合教育相談窓口のスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行っています。</p> <p>また、総合教育相談窓口の電話相談では子どもからの相談にも応じています。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、子ども家庭支援ネットワークの連携による虐待防止対応マニュアルの作成と同時に市内の小・中学校に通う児童・生徒に配布する子どもSOSカードを作成しました。このこどもSOSカードは、問題を抱えた児童・生徒に向けたカードとして、相談先となる子ども家庭支援センターの電話番号を掲載してあります。現在、小学校低学年から中学生までの電話を受け、相談件数も半年で40件を超えています。</p> <p>児童館来館児との日常的な触れ合いの中から、子どもの困難な状況や悩みに気づいたり相談を受けたりしてきています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談は来館児からに限られており、市内の子ども全体からするとごく一部にとどまっている。 ・児童館は来館児対応の機能しか果たせていない。 ・児童館の開館時間が5時までのため、平日の中高生利用が少なく、相談につながらない。 | <p>○継続</p> <p>○学校及び総合教育相談窓口事業の継続。</p> <p>○市内の子ども全体からの相談の窓口としては、子ども家庭支援センターや総合教育相談窓口がありますが、より子どもに近い目線で気軽に相談しやすい存在の相談機関として、児童館の青少年相談センター機能強化を図ります。</p> <p>○児童館の夕方・夜間開館を進めることなどにより、学校とは異なった、中高生の安全、安心な居場所としての機能を強化し、悩みを気軽に話したり相談したりしやすい環境を整備します。</p> | <p>学務課 子育て支援室 社会教育会館</p> |

(2) 相談・支援体制の充実

児童・生徒をめぐる相談は複雑化しているため、地域・複数の関係機関が連携し、総合的に対応できるように相談や支援の体制を充実します。

そのために、教育委員会学務課に総合教育相談窓口を設置し、相談事業、各学校へのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学習指導員等の派遣事業、教職員の研修事業について、学校だけでなく、福祉、地域社会、家庭との連携が図られ有効に機能するよう指導体制の整備に努めます。

【事業の実施状況と方針】

| ① 総合教育相談窓口の事業の充実 | | |
|---|---|-------------------------------|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>平成18年度に学務課に総合教育相談窓口を設置し、これまで教育委員会内の別々の部署で行っていた就学相談や教育相談等の来所相談事業、学校等への教育支援に係わる派遣事業、教職員等に対する研修事業等を統合しました。</p> <p>＜来所相談事業＞教育相談、就学相談、こころとからだの発達相談 ＜派遣事業＞都・市スクールカウンセラー、学習指導員、メンタルフレンド、スクールソーシャルワーカー、巡回発達相談 ＜研修事業＞小・中学校教職員、保育園・幼稚園、学童保育所等に対する相談・支援及び発達障がい等の知識と対応等についての研修、総合教育相談窓口では、来所した幼児・児童・生徒や保護者のニーズに応じて福祉、保健、医療等の相談を総合教育相談窓口の相談室を提供して、その場で相談できるようなワンストップサービスの向上に努めています。</p> <p>また、教育、福祉、保健、医療等、専門諸機関と連絡・調整を図り、支援が必要な乳幼児・児童・生徒等に対する総合的な支援を行うために、「子ども家庭支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）との緊密な連携を図っています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談や子どもの問題の背景に、教育以外の保健、福祉、医療等の対応を要する様々な要因が複雑になっているケースが増えているため、今後、ますますの教育委員会と市長部局との円滑な連携が必要である。 | <p>○継続 ○必要に応じて、福祉・療育、保健・医療機関等と連携を図り、0歳から18歳までのライフステージにおける乳幼児・児童・生徒、保護者のニーズに応じた支援を行います。</p> | <p>指導室 学務課</p> |

(3) 健康教育の推進と学校教育との連携

講座形式で健康教育を実施する一方で、組織やグループを対象に各年齢に合わせた健康教育を推進します。また、歯科では、最も口腔状態が悪化しやすい小・中学生に対して自分の体を知り、歯の大切さが理解でき、自ら口腔に関心が持てるような健康教育を行うため、学校教育との連携を図ります。

【事業の実施状況と方針】

| ① 健康教育事業の充実 | | |
|---|--|--|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>各学校においては、教科等で健康教育に関する内容を計画的に指導しています。</p> <p>また、学習内容の充実を図るために、保護者や・地域、関係機関と連携した取り組みを進めています。</p> | <p>○継続 ○今後とも学校・家庭・保護者・関係機関が一体となった健康教育を推進していきます。</p> | <p>学務課 健康推進課 指導室</p> |

| ② 歯科健康教育の充実 | | |
|--|---|------------------------------|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>ライオン歯科衛生研究所の歯科衛生士派遣事業及び健康推進課が主催する、小学校3年生を対象とした歯磨き指導に協力して、児童・生徒の歯の健康づくり活動を推進しました。</p> <p>小学3年生対象に、歯の働き及び大切さ、自分で行うむし歯予防について講話を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯の健康教育については、小学校において、3年生から体育の保健領域、中学校においては保健体育、関連教科、小・中学校全学年での特別活動、道徳、総合的な学習の時間等を通して、自らの健康状態に関心をもち、健康上の問題を自分でとらえ、解決できるような態度や習慣を身につけることを目標に学習活動を実施しています。 ・養護教諭による歯科指導を行っています。 ・歯科検診の結果、受診、治癒率等をもとにした生活調査を行うことで、児童・生徒・家庭にも啓発を行うとともに、自らの健康に対する意識の向上を図っています。 <p>■20年度の実績■ 歯磨き指導：小学校10校で実施</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康推進課から提案された教育支援学級への歯磨き指導については、実施時期などの調整のため、平成22年度以降に検討することとなった。 ・ここ数年、応募する学校が限定されてきており、学校により関心の高さに温度差がみられる。事業を積極的に活用してもらえるように、実施時期、実施方法、対象学年などについて学校と協議を行い、検討していく必要がある。 ・教育支援学級への指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○日頃から児童・生徒の歯の健康づくりが継続して行われるよう、学校保健委員会、保護者などと連携して取り組みます。 ○学校歯科医会の関わり方について検討。 ○関係機関とより充実した連携を図ります。 | <p>学務課 健康推進課 指導室</p> |

(4) 中学生・高校生と乳幼児との交流促進

将来親となる中高生に、子育てや地域に関心を深め、将来の子育てに関する貴重な体験になるように児童とのふれあいと交流の機会を促進します。

【事業の実施状況と方針】

| ① 中学生・高校生と乳幼児との交流促進 | | |
|--|---|-----------------------|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>市立野崎保育園において、平成20年度の試行を経て、平成21年7月から本格的に取り組まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定 週1回(水曜日)15:30~16:30の1時間1日3人まで、中高生のボランティアを受け入れます。 ・募集方法 チラシやポスターを作り、学校や地域の児童館に置かせてもらいます。 ・登録の仕方 事前に園に電話をかけてもらい日程調整をし、その後申込用紙を園に届けてもらい登録します。 <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みの予約をつづけて取ってしまい、後から申し込みに来た人を断らなくてはならなかった。 ・申し込みをした後、その後の予約を何回まで続けて予約取れるか等のルール作りの必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続 | <p>指導室 子育て支援室</p> |

(5) 親子のコミュニケーション推進

絵本をとおした親子のふれあいを推進するとともに、子どもに夢を与え創造力豊かな世界に触れる機会を提供します。

【事業の実施状況と方針】

| ① はじめての絵本(ブックスタート)事業の充実 | | |
|--|---|-----------|
| 事業の概要・実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>三鷹市では平成15年に事業を開始し、BCG予防接種にきた子どもの96%から99%の大多数に絵本を贈呈しています。(当日接種ができない場合を除きます。)</p> <p>■20年度の実績■ 1,477人</p> <p>■課題■ ・年に3回全職員が担当して実施しているが、児童サービス担当職員以外は絵本の紹介に習熟することが難しい。</p> | ○継続 | 図書館 |
| ② 子どもと絵本プロジェクト(絵本館プロジェクト)の推進 | | |
| 業の概要・実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>子どもたちが、親や地域の人々とのふれあいの中で多様な絵本と出会うことにより、生き生きと豊かに成長することのできる地域文化の創造をめざして、平成18年度から「みたか・子どもと絵本プロジェクト」を推進しています。</p> <p>①担い手の育成・活動支援 毎年度、コミュニティセンターでボランティア講座を実施し、グループを育成。新川中原、大沢、三鷹駅前で修了生による3団体が、読み聞かせ、わらべうた、絵本の紹介などの活動を行っています。21年度は井の頭地域で実施。</p> <p>②地域の公共施設等の市民参加による改善 大沢コミュニティセンターの「子どもと行きたいコミセンづくり」(平成18~19年度)、図書館本館の「ベビーフレンドリー化事業」(平成18年度)を実施。子どもや子育て世代のワークショップ等による改修プランづくりと施工。</p> <p>③実行委員会方式による展覧会の開催 「神沢利子展プロジェクト」を平成18~19年度に実施。子どもも大人も楽しめる二つの展覧会と地域巡回展を、市民(小学生~高校生のジュニアスタッフ含む)200人による企画運営で開催。こうした活動を踏まえ、平成21年7月、プロジェクトの特色ある拠点として、国立天文台内に、大正時代の官舎を保存活用して絵本等の展示と活動を行う「星と森と絵本の家」を開設しました。</p> | <p>○新規・拡充</p> <p>○新たな拠点施設での活動の充実を図ります。</p> <p>○すべての子どもに絵本と出会う機会があるよう地域での事業を継続します。</p> | コミュニティ文化室 |

(6) 「子ども読書活動推進計画」の策定と推進

「子ども読書活動推進計画」を策定し、各関係団体等と連携を図りながら子どもの読書活動を推進します。

【事業の実施状況と方針】

| ① 「子ども読書活動推進計画」の策定と推進 | | |
|---|---|------------|
| 事業の概要・実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>市立図書館は定例のおはなし会を始め、春の子ども読書フェアや秋の読書週間などを重点として、各関係団体等と連携しながら子ども向け事業を展開してきました。平成17年度に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、18年度から子ども読書推進事業としての読み聞かせ講座を中心とした大人向けの事業を新規に実施しています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童サービス担当職員等の育成と職員体制の充実が必要である。 | <p>○継続</p> <p>○22年度の計画終了を前に、第2次計画の策定を検討します。</p> | <p>図書館</p> |

(7) メディア・リテラシー教育の推進

子どもの育ちに大きな影響を与える、テレビ、出版などメディアからの情報を読み解く力を育成する（メディア・リテラシー）教育を進めます。

【事業の実施状況と方針】

| ① メディア・リテラシー教育の推進 | | |
|--|------------|------------|
| 事業の概要・実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成を図るために、積極的なICT教育の推進を図っています。 ・道徳や社会科の学習を中心として、情報の受け取り手としての態度や能力、さらに発信者としての態度や能力を培う指導の充実を図っています。 ・また、小・中一貫教育カリキュラムの中でICT教育のカリキュラムの作成を行い、系統立てて学習できるようにし、実践しています。 <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の取扱いについて、家庭を巻き込んだ取り組みが十分でない。 ・メディア・リテラシー教育の教材開発 | <p>○継続</p> | <p>指導室</p> |

2 学校教育の充実

平成 21 年度に全市展開した 7 つの小・中一貫教育校（学園）は、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年にわたる「三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会」による検証結果を踏まえ、各中学校区を単位として、小・中一貫カリキュラムに基づき、義務教育 9 年間で連続性と系統性のある一貫した指導を行う中で、新しく求められる義務教育学校のあり方を追究しながら、児童・生徒の「人間力」「社会力」を育成していくため、教育内容の一層の推進と充実を図ります。

(1) 小・中一貫教育の推進

新しい学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）に対応するために平成 20 年度に全面改訂した小・中一貫カリキュラムに基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえ、連続性と系統性のある義務教育 9 年間を一貫した指導を行うとともに、小・中学校間の教員や児童・生徒の交流を積極的に実施することをとおして、小・中一貫教育の一層の推進・充実を図ります。

【事業の実施状況と方針】

| ① 9 年間の一貫したカリキュラムの推進 | | |
|--|---|-----|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>平成 17 年度に「三鷹市立小・中一貫教育校構想に関する基本方針」及び「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関わる実施方策」を策定し、平成 18 年度に、コミュニティ・スクールを基盤とした三鷹市立小・中一貫教育校のモデル校として、第二中学校区に「にしみたか学園」を開園しました。</p> <p>平成 18 年度から、市教育委員会では、「にしみたか学園」の小・中一貫教育校の検証をするために、平成 18 年 9 月 21 日に「三鷹立小・中一貫教育校検証委員会」を設置しました。学識経験者、「にしみたか学園」関係者、PTA の代表者などの委員で構成されている本委員会では、平成 18 年度から 20 年度の 3 年間にわたって検証を行い、その成果や課題、改善方法などを報告してきました。この検証結果を踏まえながら平成 20 年度に第一中学校区小・中一貫教育校（連雀学園）、第六中学校区小・中一貫教育校（東三鷹学園）、第七中学校区小・中一貫教育校（おおさわ学園）が開園しました。平成 21 年度に第三中学校区小・中一貫教育校（三鷹の森学園）、第四中学校区小・中一貫教育校（三鷹中央学園）、第五中学校区小・中一貫教育校（鷹南学園）が開園し、三鷹市のすべての公立学校が小・中一貫教育校となりました。</p> <p>また、平成 17、18 年度に三鷹市小・中一貫カリキュラムを作成し、平成 20 年度に新しい学習指導要領（平成 20 年 3 月文部科学省告示）に対応した三鷹市小・中一貫カリキュラムの全面改訂を行いました。</p> <p>このことにより、三鷹市自治基本条例と三鷹市教育ビジョンに基づき、子どもたちの心身の発達段階を考慮し、義務教育 9 年間を一貫した連続性と継続性のあるカリキュラム等に基づく指導を行うことができるようになり、子どもたちに確かな学力を定着させ、豊かな人間性をはぐくむ義務教育のシステムを構築することができました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市立小・中一貫教育校の教育理念、教育的意義、成果に関する教員間の共有と継承 ・小・中一貫教育校の教職員の職務の効率化を図るための学園運営のあり方の見直しと環境整備 ・小・中一貫教育の継続的な教育的成果を担保するための環境整備 | <p>○教育理念、教育的意義、成果に関する教員間の共有と継承</p> <p>小・中一貫教育の意味や意義、その教育理念について、全教職員で共有化することはもとより、小・中一貫教育の意義や教育理念を継承していくことを担保する組織体制と運営を学校内外に確立していきます。</p> <p>○職務の効率化のための環境整備</p> <p>複数の学校の教員による円滑な協議等の職務の効率化を図るため平成 20 年度に整備した、教員 1 人 1 台のパソコンとネットワーク接続のための環境をすべての教員が使いこなしていくスキルの向上と、教育委員会としてのニーズに対応した ICT</p> | 指導室 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>環境の整備を進めます。</p> <p>○小・中一貫教育の継続的な教育的成果を担保するための環境整備</p> <p>三鷹市小・中一貫カリキュラムに基づく指導の充実と、9年間を通じた児童・生徒一人ひとりの学習活動等の状況を把握できる連続性の高い記録の蓄積とそれに基づいた指導を実施していきます。</p> | |
|--|--|--|

(2) 三鷹らしい教育の実現

三鷹市における教育・子育て支援のまちづくりについて、政策立案に向けた具体的な調査・研究、提言を行うとともに、職員の政策形成能力の向上と三鷹らしい教育を理解し実現するための人材育成を図るため、三鷹ネットワーク大学との協働により「三鷹教育・子育て研究所(仮称)」を設置します。

【事業の実施状況と方針】

| ① 「三鷹教育・子育て研究所(仮称)」の設置 | | |
|--|---|--|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>三鷹らしい教育を実現するために、「教育・子育て研究所コース」として指導室がみたか教師力錬成講座等を開催</p> | <p>○継続</p> <p>○三鷹ネットワーク大学との協働により、「三鷹教育・子育て研究所(仮称)」を設置し、教育・子育てに関する調査・研究、人材育成を行います。</p> | <p>企画経営室 子育て支援室 総務課 指導室 ネットワーク大学</p> |

(3) 地域との連携による学校教育の推進

学校運営協議会をすべての市立小・中学校に設置するとともに、学校運営協議会の協議機関であるコミュニティ・スクール委員会をすべての小・中一貫教育校(学園)に設置することにより、児童・生徒、保護者や地域の人たちのニーズを迅速かつ的確に学園・学校運営に反映させるとともに、保護者や地域の人たちが教育ボランティアや学校外の特別講師として子どもたちの学習活動を支援するなど、地域全体で学校を支えるシステムの充実を図ることをとおして、学校・家庭・地域社会が一体となって魅力のある小・中一貫教育校、義務教育学校づくりを推進していきます。

また、今後はコミュニティ・スクール委員会が、学校評価について関係者評価や学園の検証を行う機能を担って、PDCAのマネジメントサイクルに基づき、より質の高い学校教育の推進・充実を図ります。(指導室)

【事業の実施状況と方針】

| ① 学校運営協議会の充実 | | |
|--|---|-----|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>文部科学省の平成 18 年度 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業の委嘱を受け、第四小学校と第七中学校が、学校運営協議会を設置しました。</p> <p>平成 19 年度には、にしみたか学園の3校の他、市立小学校9校と市立中学校1校、平成 20 年度には、市立小学校3校と市立中学校4校が学校運営協議会を設置し、三鷹市立小・中学校がすべて学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとなりました。</p> <p>このことにより、保護者や地域の住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた学校づくりを進めることや、義務教育9年間の児童・生徒の成長・発達に市教育委員会や小・中学校は責任をもつとともに、学校と家庭と地域がそれぞれ当事者意識をもって「ともに」手を携えて子ども人間力と社会力を培っていくという基本的な理念を実現していくシステムを構築することができました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の教育活動に協力・支援するとともに学校運営に参画することをとおして市民にとって魅力ある学校づくりを推進する学校運営協議会の果たす役割は極めて重要なものであるため、三鷹市の推進するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の理念を継承していく地域の人財＝地域継承者を養成・育成していく。 | <p>○継続</p> <p>○文部科学省生涯学習政策局の委託業務「学校支援地域本部事業」をNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が受け、学校運営協議会に関わる地域継承者の養成・育成のための研修、養成・育成にかかわるプログラムや、さまざまな活動に関わるマニュアル（手引き）の作成等を行います。</p> | 指導室 |
| ② 学校教育に対する外部評価の推進 | | |
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>学校運営に一定の責任と権限をもつ学校運営協議会を各学校に設置し、評価部会を置き、評価部会を中心に学校・学園の教育活動についての評価を行っています。</p> <p>保護者、学校運営協議会、コミュニティ・スクール委員会、地域住民等がその学校の教育活動を評価し、評価結果を公表するとともに、学校改善に生かした取り組みを行っています。マネジメントサイクルを取り入れた学校評価を生かしたモニタリングシステムを構築しています。結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。</p> | <p>○継続</p> <p>○各学園の学園評価を実施。</p> | 指導室 |
| ③ コミュニティ・スクール委員会の機能の活性化 | | |
| 事業の概要・実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>平成 17 年度に「三鷹市立小・中一貫教育校構想に関する基本方針」及び「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関わる実施方策」を策定し、平成 18 年度に、コミュニティ・スクールを基盤とした三鷹市立小・中一貫教育校のモデル校として、第二中学校区に「にしみたか学園」を開園し、各学校の学校運営連絡会の機能を拡充し、学園に各学校の学校運営連絡会の協議機関であるコミュニティ・スクール委員会を設置しました。翌平成 19 年度に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」をにしみたか学園の小・中学校に設置し、小・中一貫教育校としての学園運営を円滑に推進するため、協議機関として</p> | <p>○継続</p> <p>○文部科学省生涯学習政策局の委託業務「学校支援地域本部事業」をNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が受け、コミュニテ</p> | 指導室 |

| | |
|---|--|
| <p>の「コミュニティ・スクール委員会」を設置しました。</p> <p>また、小・中一貫教育校の開園にともない、順次、「学校運営協議会」の協議機関である「コミュニティ・スクール委員会」を設置しています。</p> <p>このことにより、三鷹市自治基本条例と三鷹市教育ビジョンに基づく保護者や地域の住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた学校づくりを進めることや、義務教育9年間の児童・生徒の成長・発達に市教育委員会や小・中学校は責任をもつとともに、学校と家庭と地域がそれぞれ当事者意識をもって「ともに」手を携えて子どもの人間力と社会力を培っていくという基本的な理念を実現していくシステムを構築することができました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の教育活動に協力・支援するとともに学校運営に参画することとおして市民にとって魅力ある学校づくりを推進する学校運営協議会やその協議機関であるコミュニティ・スクール委員会の果たす役割は極めて重要なものであるため、三鷹市の推進するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の理念を継承していく地域の人財＝地域継承者を養成・育成していくことが必要である。 | <p>ィ・スクール委員会に関わる地域継承者の養成・育成のための研修、養成・育成にかかわるプログラムや、さまざまな活動に関わるマニュアル（手引き）の作成等を行ない、持続可能なコミュニティ・スクール委員会等となるための基盤整備を図っていきます。</p> <p>○さらに、今後、コミュニティ・スクール委員会等の機能の活性化や充実を推進するために、現在の地域継承者が次世代の地域継承者の指導者となるための育成もあわせて実施していきます。</p> |
|---|--|

■小中一貫教育校マップ



3 幼児教育の充実

幼児期は、その間のふさわしい生活を通して、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。子どもの発達に欠かせない集団での生活や豊かな遊びの中で、自己肯定感を育み、人と共に生きる力や自らが環境に主体的に関わったり、課題を解決するという力を身につけるためには、内容の充実した幼児教育を受ける機会を確保することが必要です。

また、近年、いわゆる「小1プロブレム」の増加が指摘されています。この問題は単に小学校だけの問題ではなく、就学前からの対応が必要です。そのため、幼稚園・保育園から学校教育へ円滑に移行出来るよう、幼稚園・保育園と小学校との連携、交流を推進するなど、幼児教育の充実に努めます。

(1) 幼稚園・保育園と小学校との相互連携と交流の促進

幼稚園・保育園における幼児期にふさわしい主体的な遊びや生活を通じた総合的な学びから、小学校における児童期にふさわしい集団生活や学習等への移行が円滑に行われ、一貫した流れが形成されるように、相互の連携と交流を促進します。

そのために、全小学校地区に連携のための連絡会を設置し、公立の小学校・保育園等の公的機関だけでなく私立幼稚園・私立保育園の協力を得て、家庭や地域社会との連携を含めた、三鷹市としての幼稚園・保育園と小学校との連携を実行性のある方策を示し推進していきます。

【事業の実施状況と方針】

| ① 幼稚園・保育園と小学校との相互連携と交流の促進 | | |
|--|--|-------------------------------|
| 事業の実施状況 | 今後の方針 | 担当課 |
| <p>「三鷹市教育ビジョン」（平成 18 年 12 月策定）を基に設置された「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携検討委員会」報告をふまえ、平成 19 年度に三つの小学校地区において実施した取り組みを、平成 20 年度には八つの小学校地区に拡大し実施しました。</p> <p>各地区委員会においては、共通の取り組みとして「学校・園便りの交換を通じた情報の交流」や「教諭・保育士・学童保育員の懇談会」「学校行事への招待」「教諭・保育士相互の授業・保育の参観や学童保育所の見学」などが実施されました。</p> <p>独自の取り組みとしては平成 19 年度実施の「園児の学校体験」「保護者を対象とした就学に向けたアドバイザーの派遣」「幼保小接続プログラムの検討」のほかに、「園児の学校給食体験」「中学校区を単位とした場合の連携のあり方」「地域コーディネーターとの意見交流」等を実施しました。</p> <p>平成 16 年度から 18 年度にかけて三鷹市立高山小学校を核とした幼稚園・保育園・小学校の交流事業、教諭と保育士の懇談会を健康福祉部子育て支援室を事務局として子供家庭支援センター、教育委員会指導室、学務課総合教育相談窓口（平成 18 年度より）総務課（平成 18 年度より）の各関係機関が参加して行いました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小学校地区での実施に向け、さらに平成 21 年度 3 校地区、平成 22 年度 4 校地区で実施する。 ・「園児の学校給食体験」「保護者を対象とした就学に向けたアドバイザーの派遣」を進める上での、給食費・講師料の確保 ・小学校教育カリキュラムへの、幼稚園・保育園と小学校との連携事業の位置づけ | <p>○継続</p> <p>○幼稚園・保育園と小学校との連携事業を小学校全体で取り組む課題として位置づけます。</p> <p>○幼稚園で行っている学校との間での要録の受け渡しを保育園でも始めます。</p> | <p>学務課 子育て支援室 指導室</p> |

(2) 私立幼稚園と保育園との連携と役割分担の検討

私立幼稚園の預かり保育の充実等による時間延長の動向を受けて、幼稚園と保育園が相互に連携を行うことや、その特性に応じた役割分担について三鷹市私立幼稚園協会と検討を行います。

